

郵政事業に関する行政評価・監視 —郵便事業の効率化・合理化、郵政三事業の事業別計理等— の勧告に伴う改善措置状況（その後）の概要

1	実施時期	平成13年4月～14年1月
2	勧告先	総務省
3	勧告年月日	平成14年1月11日
4	回答年月日	平成14年8月23日
5	その後の改善措置状況 に係る回答年月日	平成15年3月27日

〔行政評価・監視の背景事情〕

- 郵便事業については、電気通信技術の発展による通信手段の多様化や民間宅配便事業の進展など、事業を取り巻く経営環境は一段と厳しくなっており、平成10年度以降、単年度収支が赤字。このような中で、経営の健全性の確保、良質なサービスの提供のため、事業の実施体制及び運営全般に徹底的な見直しが要請
また、郵政三事業それぞれの経営状況や事業運営の効率性等を明らかにするため、事業別収支の状況等を適切に開示することが基本
- 本行政評価・監視は、郵便事業の運営状況及び郵政三事業に係る事業別計理の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するため実施

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 郵便事業の経営の効率化・合理化</p> <p>(1) 集配郵便局の受持ち区域の統合の推進 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>中長期的視点に立った効率的な集配郵便局の配置を推進するため、同一市町村内に複数設置されている小規模な集配郵便局の郵便区の統合のほか、新郵便処理システムの配備計画や局舎改善計画などに併せ、行政区をまたいだ郵便区の統合や集配普通郵便局の郵便区の統合についても積極的かつ計画的に取り組むこと。</p> </div> <p>(説 明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集配郵便局の受持ち区域（郵便区）は、原則として行政区（市区町村）と合致させる形で設定（郵便区の数：平成元年度末5,237→12年度末4,898） ・ 平成9年度の新郵便処理システムの配備等により、必ずしも行政区に合致させて郵便区を設定する必要がなく、行政区をまたいだ郵便区統合を行う余地が拡大 <p>○ 地方郵政局では、郵便区調整は、従来どおり、原則として同一行政区内に複数の郵便局が設置されている場合に実施する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接する行政区において、新郵便処理システムが配備された局と取扱郵便物数の少ない集配普通郵便局等が近接して設置。両局合わせた取扱郵便物数は他地域において1局で処理している物数と同程度であるにもかかわらず、処理要員数は1局のそれよりも多くなっている例あり <p>○ 集配郵便局の局舎の新築・増改築に当たって、その周辺郵便区の統合を図るとの方針であるにもかかわらず、郵便区調整の担当部門と郵便局舎改善の担当部門との連携が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺郵便区との統合により要員合理化の余地が認められるにもかかわらず、その検討が行われないまま局舎改善を実施している例あり 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0; width: fit-content;"> <p>→は、「回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>⇒は、「その後の回答」時に確認した改善措置状況</p> </div> <p>→○ 郵便区統合は、送達速度の向上と経済性を主眼として総合的に効率化メリットがあるものについて、当該地域の発展状況や道路の整備状況及び関係住民・自治体の意向も勘案しながら実施。平成13年度を初年度とする5か年計画において135件、171局の郵便区統合を実施予定</p> <p>行政区をまたいだ郵便区の統合や集配普通局の郵便区の統合は、統合の検討対象とする郵便区の洗い出し作業を全国的に実施。その結果に基づき、新たな郵便区統合の実施計画の策定に向け、検討中</p> <p>⇒○ 平成13年度を初年度とする5か年計画（全体で137件173局の郵便区の統合を予定）のほか、14年度から実施している実態調査（局間距離、地況、局舎の状況等を詳細に把握）に基づき行政区をまたいだ郵便区の統合や集配普通郵便局の郵便区の統合についても積極的に取り組んでいるところ</p> <p>平成13年度には11件14局（うち、5か年計画によるもの5件8局）、14年度には50件62局（うち、5か年計画によるもの43件53局）について実施。このうち、行政区をまたぐものは平成13年度は1件1局、14年度は5件5局、また、集配普通郵便局に係るものは13年度は3件3局、14年度は4件4局について実施</p> <p>行政区をまたいだ郵便区統合や集配普通郵便局の郵便区統合の実施計画については、現在、上記実態調査結果を踏まえ、策定作業を行っているところ</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(2) 内務業務・外務業務担当要員の合理化 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 内務業務について、i) 業務量に対応した要員配置の見直しの徹底、ii) 書留郵便物部門における非常勤職員の活用の拡大により、要員の合理化を図ること。</p> <p>② 外務業務について、新郵便処理システムの配備局への道順組立等業務の集中化を徹底することにより、要員の合理化を図ること。</p> </div> <p>(説 明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内務業務（郵便物の差立区分、配達区分を行う業務） 平成12年度末：2万228局の郵便局に7万9,805人配置 外務業務（郵便物の配達、ポストからの郵便物の取集めを行う業務） 平成12年度末：4,898局の集配郵便局に8万4,610人配置 <p><内務業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 取扱郵便物数等が同程度の郵便局間に要員の配置数に格差 仙台中央郵便局（東北郵政局管内）：1,285,118通(個)/日、69.0人/時 神戸中央郵便局（近畿郵政局管内）：1,198,708通(個)/日、71.2人/時 ○ 書留郵便物の担当部門については、非常勤職員の活用を図るべき対象部門として具体的に示されていないことも一因となって、当該部門における非常勤職員の活用状況に郵便局間で相当の格差 <p><外務業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 配備局の周辺にある小型普通通常郵便物が多い未配備局で、かつ、その道順組立等業務を配備局で集中して処理することにより外務業務担当要員の削減を図る余地のあるものが集中化の対象とされていない例あり 	<p>→① 内務業務担当要員の合理化については、次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 現在、新たな要員配置基準を作成中。この基準及び平成14年5月に実施した「郵便物取扱数等調査」の結果に基づき、15年度に全国的な要員配置の見直しを実施することについて検討中 ii) 書留郵便物の処理については、現在、より効率的な処理を行うため、書留情報システムの機能を向上させるとともに、このシステムの活用により作業工程数を削減すること等について検討中。平成15年度以降に予定しているこの新たな処理方式等の実施に併せ、当該分野における非常勤職員の活用の拡大について検討 <p>⇒① 内務業務担当要員の合理化については、次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 新郵便処理システムの導入等に伴う郵便物の処理方法等の見直しを踏まえ、作業能率の改善等を内容として「単決定員配置局郵便内務一般要員及び窓口算出標準の設定について（通達）」（平成14年9月3日付け郵管第3100号）により、新たな要員配置基準を作成したところ。この基準及び「郵便物取扱数等調査」（平成14年5月実施）の結果等に基づき要員配置の見直しを行い、平成15年度においては91人の定員の純減を実施 ii) 書留郵便物部門における郵便物の効率的な処理を行うため、現在、平成15年度の運用開始を目途として書留情報システムを改造中。このシステムの運用に併せて、本務者の純減及び非常勤職員の活用を企図

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
	<p>→② 新郵便処理システムの配備による要員合理化及び経費節減の効果を最大限に発揮させるため、平成9年度以降、道順組立等業務の集中化を順次実施。13年度までに、地域区分局64局で139局分の集中処理を実施している。</p> <p>平成14年度には、地域区分局に加え一般局における道順組立等業務の集中処理を導入する等積極的に推進。地域区分局49局で134局分、一般局15局で20局分、計64局で154局分の集中化を予定</p> <p>さらに、平成15年度には、集中化による削減労働力が全体で1人に満たない小規模局も検討対象とし、この場合にも1人の定員を削減。不足する労働力は非常勤職員を充当することを検討</p> <p>⇒② 新郵便処理システムの配備局への道順組立業務の集中化については、平成14年度には、地域区分局49局で134局分、一般局15局で20局分、計64局で154局分を実施し、222人の定員の純減を実施</p> <p>平成15年度には、地域区分局35局で84局分、一般局38局で56局分、計73局で140局分について実施し、163人の定員の純減を企図。平成15年度に実施する140局のうち71局は、集中処理による削減労働力が1人に満たないが、各々定員1人を削減。不足する労働力は非常勤職員を充当</p> <p>平成9年度からの累計では地域区分局69局で349局分、一般局51局で77局分、計120局で426局分の集中処理を実施。集中局の局舎スペースや新型区分機の処理能力等から勘案し、実施可能なものはおおむね実施したと認識。今後は、局舎改善等に併せて集中処理の拡大を検討していく方針</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(3) 運営費の縮減</p> <p>ア 非常勤職員の雇用経費の節減の徹底 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>賃金・超勤日別把握システムを活用した現行の雇用管理に加えて、郵便物数等の業務量に見合った非常勤職員の雇用数の調整を的確に行うことができるような仕組みを整備すること。</p> </div> <p>(説 明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成12年度の非常勤職員の雇用経費：1,388億円 ・ 「賃金・超勤日別把握システム」を平成10年度に導入。雇用経費計画額に対する日別の使用状況を把握する等により雇用経費総額抑制の面からの雇用管理を実施 <p>○ 「賃金・超勤日別把握システム」は、雇用経費の総額に着目して構築。このため、業務量に見合った非常勤職員の雇用管理には対応できず</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 任意の1週間において1日当たり10人以上の雇用過剰が発生している日が3日間以上あるものが、23局中9局 	<p>→○ 賃金・超勤日別把握システムは、平成14年度から、内務業務・外務業務別の非常勤職員及び超過勤務者の人数、時間数及び金額の把握のほか、内務業務運行記録表により引受物数及び到着物数並びに外務業務運行記録表により配達物数を日々把握できるよう改善。郵政事業庁郵務部長通達「賃金・超過勤務手当の日別把握について」（平成14年3月8日付け郵管第3198号）を発出し、地方郵政局等に対し、このシステムを各郵便局に対する適時・適切な賃金・超勤の節減指導や地方郵政局等における非常勤職員の雇用に係る経費の使用見込みの算定等に有効活用するよう指示</p> <p>また、郵政事業庁郵務部長及び総務部長通達「平成14年度賃金・超過勤務手当予算の効率的使用について」（平成14年4月16日付け郵管第3013号）により、地方郵政局等に対し、平成14年度に実施する「郵便物取扱数等調査」等により把握される詳細な物数データを活用し、現在の曜日別配置計画や服務計画の見直しを行うよう指示</p> <p>なお、上記システムの活用により非常勤職員の雇用調整を的確に行うためには、日々の取扱物数を正確かつ効率的に把握することが重要。物数データの集計等を行う関連システムの開発について検討中</p> <p>⇒○ 郵便物数等の業務量に見合った非常勤職員の雇用数の調整の的確化については、前回回答のとおり、日々の取扱物数の把握が可能となるよう賃金・超勤日別把握システムを改善。地方郵政局等に対し、このシステムの活用により各郵便局における曜日別要員配置計画や服務計画の適正化を図るよう指示</p> <p>また、現在、外務作業について、平成15年度中の全国展開を別途として、</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="129 496 427 571">イ 運送委託費の縮減 (勧告)</p> <div data-bbox="107 580 1099 719" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="114 587 1093 713">軽自動四輪車による郵便物の運送委託について、非常勤職員を活用した運送方式への切替えによる効果分析を急ぎ、速やかに当該方式の全国的展開を図ること。</p> </div> <p data-bbox="114 730 230 762">(説 明)</p> <ul data-bbox="114 778 1104 1038" style="list-style-type: none"> ・ 郵便局間の郵便物の運送はすべて民間事業者に委託。委託費の8割は自動車によるもの(平成12年度委託費(自動車):約995億円) ・ コスト縮減の一環として、軽自動四輪車による運送委託路線について非常勤職員を活用した運送方式への切替えを試行的に実施中 この全国的展開については、経済効果及び業務運行上の支障の有無を十分検討した上で決定することとして、その時期等を明らかにしておらず <p data-bbox="107 1102 1104 1225">○ 非常勤職員活用の試行路線において、経費節減効果が認められ、切替えによる業務運行上の支障も特段生じておらず、これと同様の条件の路線が全国的に相当数あり</p>	<p data-bbox="1182 217 2136 432">「集配業務平準化システム」(日々の配達物数や超過勤務実績等のデータを蓄積することにより当日の区分機処理物数等から集配区ごとの予想作業時間を算出するシステム)の試行を実施中。このシステムで算出された予想作業時間を基に、当日の業務応援・超過勤務等、業務推進計画の決定・進行管理を実施して賃金・超勤の節減を行うとともに、業務量の平準化を企図</p> <p data-bbox="1128 587 2136 759">→○ 軽自動四輪車による郵便物運送の非常勤職員の活用については、平成13年4月から実施した全国14路線における試行結果において、年間約2,200万円程度の経費節減効果が認められたが、一部の路線で長期就業可能な非常勤職員の確保や非常勤職員の突発的な欠務に苦慮した事例等あり。 平成15年度には、全国的展開を視野に入れつつ、i)非常勤職員の突発的な欠務等による業務運行への影響が比較的小さいとみられる運行時間が短い路線(局間距離がおおむね15キロメートルまで)であって、長期就業可能な非常勤職員の確保が可能な路線を対象として試行を拡大し、ii)長期就業可能な非常勤職員の確保を容易にする制度の導入の検討を実施</p> <p data-bbox="1128 1054 2136 1366">⇒○ 平成15年度から、従来の14路線に加え、委託による運送よりも経済効果が高く、かつ、担当非常勤職員の確保が可能である54路線について試行を実施。これら68路線に係る経費節減効果は、年間約3,700万円程度 さらに、今後、15キロメートル以上の路線を含む全国すべての路線を対象として、経済効果が認められる場合には非常勤職員を活用した方式へ切り替えるとともに、その他の路線はすべて一般競争契約による運送委託へ移行させる方針</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(4) 経営管理の改善 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>新規増収施策については、導入後の適切な時期に、期待した増収効果が得られているか否かを把握し、施策の効果が上がっていないものについては速やかに廃止する等必要な見直しを行うこと。</p> </div> <p>(説 明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便事業の財務状況は、平成10年度以降単年度収支の赤字が継続 ・ 大口顧客に対する料金割引制度の拡大などの新規施策の導入や利用者サービスの改善等より郵便利用の拡大や増収に努力 <p>○ 新規増収施策について、導入効果の発現状況の確認が十分行われていない等のため、多額の赤字を計上しているが、見直しが行われぬまま継続されている例あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新超特急郵便及び新特急郵便の例 [収入で人件費も賄えず、平成12年度の赤字額（収入－人件費）約4億1,000万円] 	<p>→○ 新規増収施策については、施策の実施後1年程度を経過した時期に、当初想定した効果（取扱物数、収入見込額、運営経費等）が得られているかどうか等の評価分析を実施。想定した効果が表れていない場合には、必要な見直しを行うこととしたところ</p> <p>また、新超特急郵便及び新特急郵便については、需要見込物数や収支状況を踏まえ、その見直しについて検討を行っているところ</p> <p>⇒○ 分析の結果、想定した増収効果を上げる見込みの得られなかった「新超特急郵便」、「新特急郵便の地域相互間サービス」、「国際電子郵便」、「小包葉書」及び「ふみカード」については、平成15年4月1日に廃止</p> <p>また、新規増収施策については、実施後1年程度を経過した時点において効果の評価分析を行い、想定した効果を上げていない場合には、必要な見直しを行うこととしているところ（勧告後に、これに該当する施策なし。）</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>2 郵政事業の事業別計理の適切化 (勧告)</p> <p>分計に用いる比率については、郵政事業を取り巻く業務環境の変化を踏まえ、その妥当性の検証を行い、妥当性の低下したものについては必要な見直しを行うこと。</p> <p>(説 明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵政三事業の業務運営に係る損益は、郵政事業特別会計において各事業別に経理。収益及び損失のうち、二以上の事業にわたるものは適正かつ妥当な割合で事業別に区分して計理（分計） ・ 管理・共通的経費について、一の事業に特定できない経費は人員数（本務者）や庁舎使用面積の比率を用いて分計 <p>○ 郵政三事業を取り巻く業務環境については、i) システム化・機械化・非常勤職員化の推進等により三事業別の人員構成が徐々に変化、ii) A T Mの休日の稼働や窓口時間の延長などにより、例えば、電灯電力料は庁舎使用面積のみならず使用時間とのかかわりが増大するなど変化 このような業務環境の変化が分計に及ぼす影響について検証する必要あり</p>	<p>→○ 郵政事業は、平成15年の公社化を機に、企業会計原則に基づき会計を処理。新たに郵便、郵便貯金、簡易生命保険の各業務の実施状況に関する説明責任を充足するため、業務区分別の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を作成予定。このような環境の変化を踏まえ、適正な業務区分別の経理を行うための考え方、基準全般について監査法人の助言を受けつつ検討中</p> <p>なお、普通郵便局の電灯電力料については、実態調査を実施中。今後、調査結果を基に分計精度と分計事務の効率性という観点を踏まえ、妥当性が低下している場合は、必要な措置を講ずる。</p> <p>⇒○ 適正な業務区分別の経理を行うための考え方、基準全般について、監査法人の助言を受けつつ検討。「郵政事業の公社化に関する研究会財務会計制度ワーキンググループ」での討議を経て、基本的な考え方を総務省令（「日本郵政公社法施行規則」（平成15年総務省令第4号））に規定したところ</p> <p>この省令に基づき、現在、公社の資産等を区分する具体的な基準について、企業会計原則にのっとり、郵便、郵便貯金及び簡易生命保険の各業務の実施状況に関する説明責任を充足する観点から作成中。公社化後速やかに明定</p> <p>なお、普通郵便局の電灯電力料について実態調査を行ったところ、使用実績は現行分計方法に基づく比率とほとんどかい離がないのに対し、使用時間の把握に要する事務は郵便局の負担を相当に増加させるものであり、現行の分計方法は妥当と考えられたことから、公社においてもこれを踏襲する予定</p>